

日本生活体験学習学会年報・学会誌編集規定

2009（平成 21）年 1 月 24 日 一部改正
2012（平成 24）年 1 月 28 日 一部改正
2015（平成 27）年 2 月 1 日 一部改正
2016（平成 28）年 9 月 10 日 一部改正
2020（令和 2）年 10 月 1 日 一部改正
2023（令和 5）年 10 月 14 日 一部改正

第 1 条 日本生活体験学習学会は、年報と学会誌を発行する。

第 2 条 年報には、生活体験学習に関する多様な実践研究と理論研究等を掲載する。その目的は生活体験学習実践・研究の拡大・深化に資するものとし、広く会員外にも頒布する。また学会誌は会員の研究活動および学会ならびに本学会の動向等に関する原稿を掲載し、会員に配布する。

第 3 条 年報・学会誌に関する原稿は次の内容とする。

- (1) 自由投稿実践研究論文
- (2) 自由投稿理論研究論文
- (3) 依頼実践研究論文
- (4) 依頼理論研究論文
- (5) 研究ノート
- (6) 書評、図書紹介、資料紹介
- (7) その他、生活体験学習に関する国内外の動向についてのニュース
- (8) 学会の会務報告

第 4 条 学会誌に投稿する原稿の内、自由投稿実践研究論文ならびに自由投稿理論研究論文は、当該年度までの本学会研究大会において口頭発表をしたものと同一の主題または内容のもので、未発表のものに限る。

第 5 条 学会誌に投稿する原稿の内、自由投稿実践研究論文ならびに自由投稿理論研究論文は、著者全員が当該年度までの会費を完納した本学会員であることを要する。ただし、年報に関してはこの限りではない。

第 6 条 年報・学会誌に原稿を投稿しようとする会員は、所定の「執筆要項」を厳守の上、原稿を作成し、編集事務局に送付する。

第7条 投稿者は、他者の研究成果や研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。また、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する「二重投稿」や、他人の研究の剽窃・盗用、研究データに関わる捏造・改ざん、査読者への働きかけなど、研究倫理に反する行為をしてはならない。

第8条 年報・学会誌の編集は、学会理事会の責任のもとで年報・学会誌編集委員会の審議を経て決定する。ただし原稿掲載の公平を期するため、審査は無記名の原稿で行う。

第9条 年報・学会誌編集委員会は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第10条 年報・学会誌編集委員会は4名程度の委員によって構成され、委員長、副委員長各1名を置く。委員長、副委員長の選考は委員の互選によって行う。

第11条 第3条の(1)(2)の原稿の掲載にあたっては、年報・学会誌編集委員会が審査にあたる。その際、編集委員会はそれぞれの原稿について公正かつ適切な査読が可能な会員2名を指名し、受諾ののち評価を依頼する。

2. 第3条の(3)(4)(6)の原稿については、編集委員会が依頼する。

3. 投稿者および査読者の氏名は相互に匿名とする。審査および編集を通じて、個人のプライバシーは保護されなければならない。

第12条 査読の評価は、「採択」(掲載可)、「修正採択」(部分的な修正をすれば掲載可)、「不採択」(掲載不可)に区分される。なお、査読結果について評価が分かれた場合は、編集委員会の責任でその採否を審査し決定する。

2. 審査が終了次第、編集委員会は掲載の採否、査読コメントおよび原稿修正期間の指示等を投稿者に通知する。原稿修正期間についてはおおむね1ヶ月とし、修正確認は編集委員会の責任で行う。なお、投稿者は修正した原稿を提出する際には、査読結果のどこをどのように修正したのか、また査読コメントに対応できない場合はその理由等を明記した「修正回答書」をあわせて提出する。

第13条 投稿原稿のうち、掲載が決定したものについては、一律5,000円の掲載料を徴収する。掲載決定通知に同封する口座振込み用紙で、期限までに掲載料を納入する。

2. 期限までに掲載料の納入が確認されない場合は、掲載の意思がないものとみなし、年報・学会誌編集委員会の判断により、原稿の掲載を取りやめることができる。

第14条 年報・学会誌は当該年度の会費を納入した会員に配布する。

第 15 条 本学会から刊行する年報・学会誌および報告書等の編集著作権は学会が有するが、編集著作物に掲載された論文・報告書の著作権は、著作者が有する。また、編集著作物に関する使用料は、本学会の収入とする。

第 16 条 年報・学会誌の編集事務は、日本生活体験学習学会事務局が行う。

(附則)

本規定は、2023（令和 5）年 10 月 14 日より施行する。